

● 免許申請提出窓口

・申請区分①の免除証新規交付(ハガキに「免許試験合格通知書」の記載がある方)については、東京労働局免許証発行センターが申請先になります。

※ハガキに「免許試験結果通知書」の記載がある方の申請区分は②になります。

・申請区分②～⑦で住所地が長崎県の方は長崎労働局が申請先になります。(それ以外の方は住所地を管轄する労働局が申請先になります。)

申請区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	新規交付 (試験合格者)	新規交付 (試験免除者)	新規交付 (無試験)	書替 (氏名変更)	再交付 (紛失)	再交付 (損傷)	免許更新
申請先	東京労働局 免許証発行 センター	住所地管轄労働局		住所地管轄労働局 または 直近の免許証交付労働局			
申請方法	郵送	本人持参 (なお、監督署又は労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合、郵送可)					

この記事に関するお問い合わせ先
労働基準部 健康安全課 TEL:095-801-0032

開庁時間 : 平日 8時30分から17時15分まで

●免許交付申請の必要書類

申請区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
	新規交付 (試験合格者)	新規交付 (試験免除者)	新規交付 (無試験)	書替 (氏名変更)	再交付 (紛失)	再交付 (損傷)	免許更新		
申請先	東京労働局 免許証発行 センター	住所地管轄労働局		住所地管轄労働局 または 直近の免許証交付労働局					
申請方法	郵送	本人持参 (なお、監督署又は労働局で本人確認及び資格の原本確認を受けた場合、郵送可)							
共通書類	①申請書(様式第12号) ②収入印紙(1,500円) ③写真1枚(24×30mm) ④免許証送付用専用封筒(※切手392円) ※平成29年7月1日現在の郵便料と簡易書留料金です。								
免許試験 合格通知書	○	—	—	—	—	—	—		
試験免除 資格を証す る書面	—	○(注1)	—	—	—	—	—		
免許を受け る資格を有 することを証 明する書面	△(注5)	—	○(注2)	—	—	—	—		
本人確認証 明書(自動 車運転免許 証等)	△(注6)	他の労働安全衛生法による免許証		△(注3)	○	○	△(注3)		
		無	○					無	○
		有	△(注3)					有	△(注3)
戸籍抄本	△(注7)	—	—	○	—	—	—		
更新資格を 証する書面 又はテスト ピース	—	—	—	—	—	—	○		
免許証滅失 事由書	—	—	—	—	○	—	—		
現在所持し ている免許 証(注4)	○	○	○	○	○	○	○		

(注1) 免許試験結果通知書、実技教習修了証。

(注2) 製造保安責任者免状、保健師免許証など、原本の提出が困難な書面については、申請者本人が直接労働局又は監督署で、資格の原本を持参し、原本証明を受ける必要があります。

(注3) 新様式免許証(プラスチック又はラミネート式)で、写真部分が損傷していない場合、新様式免許証の添付により写真の照合が可能のため、省略できます。なお、新様式免許証の住所に変更がある場合、新様式免許証に加え、公的証明書も添付する必要があります。

(注4) 紛失した免許証以外で、現在所持している労働安全衛生法関係の免許証がある場合、すべて提出する必要があります。

(注5) 特級・一級・二級ボイラー技士、ボイラー整備士、ガス溶接作業主任者、発破技士、高圧室内作業主任者、林業架線作業主任者を申請される方は実務経験等を証明する書類が必要です。

(注6) 受験申請後、住所が変更になった場合

(注7) 受験申請後、氏名が変更になった場合

1. 労働安全衛生法関係の免許を持っていない場合、申請先に変更ありません。

2. 労働安全衛生法関係の免許を持っている場合、書替が必要となり、新規免許申請書と合わせ、住所地管轄労働局又は直近の免許証交付労働局に申請。

備考 本人確認については、申請者本人が直接労働局及び監督署で、自動車運転免許証、住民票など公的な証明書を提示してください。